

保健師助産師看護師法の規定による 業務従事者届について

(1) 業務従事者届とは

保健師助産師看護師法第33条及び保健師助産師看護師法施行規則第33条の規定により、業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師は、2年に1度、12月31日現在の状況を業務従事者届に記載し、就業地の都道府県知事に届け出ることとなっており、本年が届出の実施年となっております。

令和4年度から従事先の医療機関等を通じて、オンライン届出が開始されておりますので、該当者に周知いただくとともに施設内でとりまとめの上、下記期日までに原則オンライン届出・提出をお願いします。

※ 京都府ホームページでも御案内しております（様式のダウンロードも可能です）。

(2) オンライン届出の方法

以下のとおり届出をお願いいたします。

● 保健師・助産師・看護師・准看護師が勤務している医療機関の場合

各施設でとりまとめの上、「医療従事者届出システム」により届出（入力方法は、厚労省作成マニュアルをご覧ください）

届出締切：令和7年1月15日（水）

【各リンク先】



医療従事者届出システム
(オンライン届出はこちら)



厚労省作成マニュアル
(ダウンロードはこちら)



京都府 HP
(紙様式はこちら)

● 保健師・助産師・看護師・准看護師が勤務していない医療機関の場合

裏面の「該当者なし通知」に記載し、郵送もしくはFAXにて御回答ください。

届出締切：令和7年1月15日（水）

FAX 番号： 075-414-4752

(3) その他

オンライン届出が困難な場合は、以下のとおり紙により届出をお願いします。

なお、令和8年度からは紙による届出は廃止し、オンラインのみの届出を予定しています。

(紙の届出の場合)

- ① 同封の「届出様式」を必要分コピーし従事者に配布。
- ② 記載済みの届出をとりまとめ、京都府健康福祉部医療課へ郵送。
郵送の際は、右下の点線部分を切り取り宛名としてご活用ください。
※切手を貼って投函してください。

〒602-8570（住所不要）

京都府健康福祉部 医療課

医務・看護係 宛

業務従事者届在中

保健師・助産師・看護師・准看護師用

京都府健康福祉部医療課 医務・看護係 行
(FAX番号 075-414-4752)

業 務 従 事 者 届

令和6年12月31日現在、当施設において、保健師・助産師・看護師・准看護師は従事していません。

令和 年 月 日

施設名	
所在地	
電話番号	

※ 提出期日 令和7年1月15日(水)まで